

# 平成 28 年度

## インフルエンザ予防接種料金の助成について

インフルエンザの予防のため、高齢者への助成に加え今年から中学生以下のお子さんの接種料金の助成を始めます。

なお、インフルエンザ予防接種は任意となっていますが、町の制度を活用してインフルエンザを予防しましょう。

**助成対象** 接種日現在安平町の町民で次のいずれかに該当する方

(1) 高齢者

① 接種日時時点で65歳以上の方

② 接種日時時点で60～64歳の方

のうち身体障害者手帳1級

(心臓・腎臓・呼吸器の障がい又はヒト免疫不全ウイルス

による免疫の機能障害)を持つ方

(2) 中学生以下

**助成対象の接種期間**

10月～12月

**接種場所**

○ 町内の医療機関

追分菊池病院 ☎ 2531

渡邊医院 (旧畑山医院)

早来医院 ☎ 2250

☎ 223800

※ 右記の医療機関では高齢者・中学生以下のいずれの接種にも対応していません。なお、接種の前にも各医療機関に電話予約していただくこと確実に接種できます。

**接種に必要なもの**

① 安平町民であることと生年月日がわかるもの (健康保険証や各種医療費受給者証等を医療機関の窓口で提示してください。)

② お子さんの接種の場合、母子健康手帳がある人は手帳をお持ちください。

**医療機関での自己負担額**

接種した時は次の金額を病院に支払ってください。

高齢者 1回1,080円

中学生以下 1回540円

(中学生以下は年間最大2回まで助成します。)

**全額助成について** (高齢者のみ)

高齢者の助成対象のうち、次の①～⑥のいずれかに該当する方は、病院で自己負担額を支払った後、償還払い申請をすると支払った額を助成します。

① 身体障害者手帳1・2級に該当する方 (3級は内部障害のみ該当)

② 特別養護老人ホームや介護保険施設に入所中の方

③ 北海道から特定疾患の認定を受けている方

④ 自立支援医療を受けている方、またはしょうがい福祉サービスを行う施設に通所している方

⑤ 生活保護世帯の方

⑥ 助成対象「高齢者」の②に該当する方

**町外で接種する場合**

持病によりかかりつけ医のもとで接種が必要なとき等、安平町外の医療機関でやむを得ず接種を行うときは、接種時にご自分で全額を精算した後、償還払い申請を行っていただきます。 (ただし、町外で接種した場合は助成限度額がありますのでお問い合わせください。)

**償還払い申請**

次のものを持参し、役場窓口で申請してください。

① 領収書 (接種料金がわかる)

② 振込先の口座がわかるもの

③ 印鑑

④ 高齢者の方で全額助成の対象となる方に限り、身体障害者手帳など対象者であることが確認できるもの。

**申請期限** 平成29年3月末

**申請先** 健康福祉課健康推進グループ (追分庁舎 (ぬくもりセンター)、住民生活課住民サービスグループ (早来庁舎))

**問合せ** 健康福祉課健康推進グループ ☎ 2425



平成 28 年 10 月から

### 0 歳児の B 型肝炎予防接種が法定化されました

予防接種法の改正により、10月から0歳児へのB型肝炎の予防接種が始まりました。

対象は、平成28年4月1日以降に生まれたお子さんで、生後2か月から接種を始め、1歳になるまでに3回接種します。

なお、9月15日現在で安平町に住民登録があった方へは、個別に通知していますが、それ以降に転入などで安平町民となった場合はお問い合わせください。

※ 10月以降に生まれたお子さんへは、保健師の新生児訪問の際にご案内します。

**問合せ** 健康福祉課健康推進グループ

☎ 2425